

基幹水利施設管理事業実施要綱

	平成 8 年 7 月 31 日	8 構改A第595号
	平成28年 4 月 1 日	27農振第2112号
	令和 4 年 3 月 31 日	3 農振第3005号
	令和 4 年12月 2 日	4 農振第2189号
	令和 5 年 3 月 28 日	4 農振第3059号
	令和 5 年11月 29 日	5 農振第1965号
	令和 6 年 4 月 1 日	5 農振第2625号
	令和 7 年 4 月 1 日	6 農振第2661号
	令和 7 年 6 月 2 日	7 農振第 648号
最終改正	令和 8 年 4 月 7 日	7 農振第3063号

各 地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 開 発 局 長 殿
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

第 1 目的及び趣旨

- 1 基幹水利施設管理事業（以下「本事業」という。）は、都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。以下同じ。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路（以下「水路」という。）について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容

本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。

1 一般型

都道府県又は市町村が、第 3 の 1 に定める基幹水利施設管理強化計画に基づき、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の管理を行う事業とする。

2 特別型

都道府県が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められる施設の管理を行う事業とする。

3 包括的民間委託推進型

- （1）都道府県又は市町村が、第 3 の 2 に定める包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の

包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む事業とする。

（２）事業実施期間は、令和８年度までとする。

第３ 計画の策定

１ 基幹水利施設管理強化計画

基幹水利施設管理強化計画（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。

- （１）都道府県知事は、第５の１の（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、第５の１の（３）又は（４）のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）（（２）において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。）から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。
- （２）推進委員会は、都道府県の関連部局及び関係市町村の職員並びに関係土地改良区等その他都道府県知事が適当と認める関係団体の役職員等をもって構成するものとする。
- （３）推進委員会は、（１）の要請に係る基幹水利施設及びこれと管理上関連のある農業用排水施設について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した施設の管理強化方策等を協議するとともに、施設の管理方法及び土地改良区等の管理組織の強化等について強化計画を策定し、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- （４）推進委員会は、（３）の強化計画の内容について変更を行う必要がある場合には、変更の内容について協議し、強化計画を変更するものとする。
- （５）推進委員会は、（３）及び（４）のほか、強化計画の円滑な実施のために必要な事項について協議するものとする。

２ 包括的民間委託推進計画

- （１）包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業主体が策定するものとする。
- （２）委託推進計画の内容について変更を行う必要がある場合には、事業主体は（１）の手續に準じて変更を行うものとする。
- （３）市町村は、委託推進計画の変更を行ったときは、変更後の委託推進計画を都道府県知事に提出するものとする。
- （４）都道府県知事は、委託推進計画の変更を行った市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は都道府県が委託推進計画の変更を行ったときは、変更後の委託推進計画を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

第４ 事業主体

１ 一般型

事業主体は、強化計画において基幹水利施設を管理すべき者として位置付けられた市町

村又は都道府県とする。

2 特別型

事業主体は、都道府県とする。

3 包括的民間委託推進型

事業主体は、都道府県又は市町村とする。

第5 採択基準

1 一般型

基幹水利施設及び水路であって、（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、（３）又は（４）のいずれかの要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね10パーセント以上であるものとする。

（１）農林水産大臣により管理を委託されたものであること。

（２）一施設ごとの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあつては500）ヘクタール（畑を受益地とするものにあつては300（地盤沈下地帯にあつては100）ヘクタール）以上であること。

（３）別表１に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。

（４）別表２に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているものであること。

2 特別型

国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む。）のうちダム、頭首工、排水機場又は防潮水門（関連施設を含む。）であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを管理の対象とする。

（１）農林水産大臣により管理を委託されたものであること。

（２）一施設ごとの受益面積がおおむね3,000ha以上であること。

（３）別表３に定める施設の規模等に係る要件及び浸湛水被害の防止機能に係る要件に該当するものであること。

3 包括的民間委託推進型

1又は2の要件に該当する施設であること。

第6 事業の申請

1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第5の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

都道府県知事は、特別型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第5の2の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等に提出するものとする。

3 包括的民間委託推進型

都道府県知事は、包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村から事業の実施の申

請があったとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施しようとするときは、遅滞なく委託推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第7 事業の採択

1 一般型

地方農政局長等は、第6の1の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

2 特別型

地方農政局長等は、第6の2の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

3 包括的民間委託推進型

地方農政局長等は、第6の3の規定により提出された申請書を審査の上、適当であると認めるときは、本事業の採択を決定し、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

なお、市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施の申請をした市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

第8 事業計画の変更

1 市町村は、事業対象施設に係る土地改良事業計画の次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けるものとする。

（1）当該事業の施行に係る受益面積の10%以上の増又は減

（2）管理すべき施設の種類又は管理の方法の著しい変動

2 都道府県知事は、1の承認を行ったとき又は都道府県が事業対象施設に係る土地改良事業計画の1の（1）及び（2）に該当する変更を行ったときは、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

第9 補助

国は、本事業の実施に要する経費のうち別表4に掲げる事業費につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第10 報告

1 市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、委託推進計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第11 その他

第3の規定、第6から第8までの規定及び第10の規定に基づき策定、提出又は報告すべき計画、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第12 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき令和4年3月末日までに採択された地区の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の基幹水利施設管理事業実施要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和7年6月2日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における

実績報告については、なお従前の例による。

別表 1 一般型における施設の規模等の要件

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること、又は貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /s以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね1.0m ³ /s以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排水樋門 (排水分水ゲートを含む。)	計画通水量がおおむね15m ³ /s以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量がおおむね15m ³ /s以上)であること。
水路	幹線排水路にあっては、計画通水量がおおむね15m ³ /s以上であること、幹線用排水路にあっては、計画通水量がおおむね5m ³ /s以上であること。

別表 2 一般型における流域治水対策の要件

流域治水対策の区分	流域治水対策の位置付け
流域治水プロジェクト	流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
治水協定	治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定	地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

注 1 「流域治水プロジェクト」とは、次の各号に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。

(1) 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

(2) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

2 「治水協定」とは、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。

別表 3 特別型における施設の規模等の要件

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る要件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m ³ /s以上でゲート3門以上を有するもの	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであって、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの
排水機場	1 機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m ³ 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m ³ /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであって、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの

別表 4 国の補助対象経費

事業費

(1) 管理費

ア 整備費

施設の適正管理に必要な点検整備費(電気設備の点検・保守のため、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定により配置が義務付けられた電気主任技術者に対する人件費を含む。)、施設管理費、施設費、調査費、諸油脂費、整備補修費及び委託費(人件費を含む。)とする。ただし、(2)の費用を除くものとする。

イ 電力料

施設運用のために必要な基本電力料及び使用電力料とする。

(2) 包括的民間委託推進費

ア 包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等に要する費用

イ 事業の採択を申請する前年度以前において、都道府県又は市町村の職員が自ら実施していた業務等を含めて包括的民間委託を行うことにより追加的に必要となる費用